○文部科学省告示第七十一号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三四九円	一六、七一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇八八円	二二、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二三、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇六円	二三、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二〇、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円
七十歳以上	四、〇三〇円	一三、二五五円

附　則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○文部科学省告示第七十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人は、次の表に掲げるものとする。

名称	所在地
財団法人北海道高等学校奨学会	北海道
財団法人青森県育英奨学会	青森県
財団法人岩手育英奨学会	岩手県
財団法人秋田県育英会	秋田県
財団法人栃木県育英会	栃木県
財団法人群馬県教育文化事業団	群馬県
社団法人千葉県私立中学高等学校協会	千葉県
財団法人東京都私学財団	東京都
公益財団法人山梨みどり奨学会	山梨県
財団法人愛知県私学振興事業財団	愛知県
財団法人大阪府育英会	大阪府
社団法人兵庫県高等学校教育振興会	兵庫県
財団法人島根県育英会	島根県
財団法人岡山県育英会	岡山県
財団法人岡山県私学振興財団	岡山県
財団法人山口県ひとづくり財団	山口県
財団法人福岡県教育文化奨学財団	福岡県
財団法人長崎県育英会	長崎県
財団法人大分県奨学会	大分県
財団法人鹿児島県育英財団	鹿児島県
財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	沖縄県

○観光庁告示第三号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間を次のとおり指定したので、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月一日

観光庁長官　溝畑　宏

公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第八条第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。

一　鉄道及び軌道　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留所とを結ぶ区間

附　則

1　この告示は公布の日から施行する。

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十七年文部科学省告示第五十九号

二　平成十九年文部科学省告示第四十三号

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
新千歳空港	札幌	千歳　白石	千歳線　函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	旭川		函館線	北海道旅客鉄道株式会社